平成２３年（フ）第３７号
北九州市門司区東門司１丁目14番17号
債務者　森山　　進
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５０号
北九州市小倉南区星和台２丁目10番４号
債務者　鈴鹿　裕子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５７４０号
大阪府八尾市幸町３丁目80番地市営住宅41―４号
債務者　田中　幸枝
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５５０号
大阪府枚方市杉山手２丁目27番13号
債務者　瀬口　智美
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１５８号
大阪府門真市宮野町16番32号
債務者　貝野　忠嗣
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３７５号
大阪府八尾市恩智北町４丁目415番地
債務者　小池　秀樹
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６９５号
大阪市此花区梅香３丁目13番21号　寒川アパート２Ｆ２Ａ
債務者　山中　俊雄
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７１７号
大阪市港区南市岡２丁目７番13―308号
債務者　井上　直人
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８２３号
大阪市旭区大宮４丁目20番14―106号
債務者　大西のぞみ
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８８４号
大阪府門真市古川町12番111号
債務者　イーストテックこと　東山　正幸
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９６３号
大阪市平野区加美北７丁目８番28―305号
債務者　下園鉄筋こと　下園　良明
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７６号
大阪府東大阪市瓢箪山町18番18号
債務者　小川　修一
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３５号
大阪市西淀川区姫島３丁目11番47―404号、事業所所在地大阪市北区中津３―21―17
債務者　ＮＡＮＯステーションこと　西川　博美
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９５号
大阪市鶴見区放出東３丁目30番34号
債務者　吉野　浩右
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１１号
大阪市平野区瓜破東８丁目４番31号　レオパレスＭＯＳＴ―103
債務者　石田タイルこと　石田　栄一
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１３号
大阪府枚方市宮之阪３丁目27番12号
債務者　片山美津子（旧姓宮田）
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３８号
大阪市港区南市岡３丁目10番21―439号
債務者　青山　　隆
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部